

学校いじめ防止基本方針

北海道厚真高等学校

I 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかい等の他、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめ等、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめ行為をきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうと自傷行為したりする等、生徒の心は深く傷つき、悩んでいる場合もある。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した安心・安全な高校生活を送れるよういじめ防止に向け、教職員がいじめの問題を抱え込まず、組織として一貫した対応をするため、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解消するための「学校いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を定める。

II いじめとは

1 いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等（学校外も含む）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、十分な事情確認を行い、被害性の意識を尊重し、いじめ行為か否かを判断する。

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3 いじめの構造と要因

（1）いじめの構造

いじめ行為は、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

（2）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ①いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめ行為の原因はどの児童生徒にも生じ得る。
- ②いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- ③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、囃し立てたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④いじめの衝動を発生させる原因としては、ア 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、イ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、ウ ねたみや嫉妬感情、エ 遊び感覚やふざけ意識、オ 金銭などを得たいという意識、カ 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、個々を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ⑤いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」等の人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態を、いじめに係る行為が相当期間止んでいることと被害生徒が心身の苦痛を感じていないこととする。（少なくとも3か月を目安とする。）

Ⅲ いじめ防止の指導体制・組織的対応

1 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1・2 ※いじめ防止委員会の設置

2 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙1・2 ※いじめ対策委員会の設置

★本校におけるいじめ対策組織の構成員とその役割（対応については別紙1・2を参照）

校長	・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成 ・学校通信やWebページ等で学校のいじめ防止等の取組について情報発信
生徒指導主事 生徒・進路指導部担当教諭	・いじめ問題について校内研修や職員会議で教職員間で共通理解を図る ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関と連携・調整 ・生徒・進路指導部会の実施
学年担任	・いじめに関するアンケートの集約、学年の状況報告
養護教諭	・保健室における相談状況報告 ・保健室の活用について提案
スクールカウンセラー	・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント
関係教諭	・関係生徒の情報収集と報告

Ⅳ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- 1 学習指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- 2 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動の充実
- 3 教育相談の充実
 - ・面談（全校教育相談を含む。）の定期的実施（複数回）
- 4 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 5 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- 6 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・開かれた学校づくりの推進

Ⅴ いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- 1 いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- 2 いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
別紙 3
- 3 教室・家庭でのサイン
別紙 4
- 4 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・面談（全校教育相談を含む。）の定期的実施（複数回）
- 5 定期的調査の実施
 - ・アンケートの実施（複数回）及び調査用紙等の保存の徹底
- 6 情報の共有
 - ・要配慮生徒の実態把握及び面談記録等の整備
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・進級時の引継ぎ

Ⅵ いじめへの対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒への内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

2 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを理解してもらう
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

(3) 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・北海道教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 北海道教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

(2) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

5 校内研修の実施

いじめについて教職員が一体となって対処するために校内研修を実施し、変化するその構造やその対応について日々認識を深める。

Ⅶ ネットいじめへの対応

1 ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、決して許されるものではない。

2 ネットいじめの予防

(1) 保護者への啓発

- ・フィルタリングの設定
- ・保護者の見守り

(2) 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

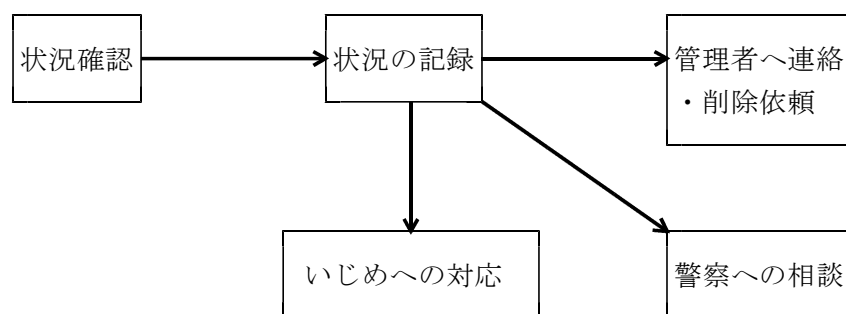
(3) ネット社会についての講話（防犯）の実施

3 ネットいじめへの対処

(1) ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロールによる情報提供
- ・月1回の定期的若しくは随時のネットパトロール

(2) 不当な書き込みへの対処



Ⅷ 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が概ね30日以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

2 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（胆振教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

Ⅸ 「いじめ防止基本方針」について

1 見直しについて

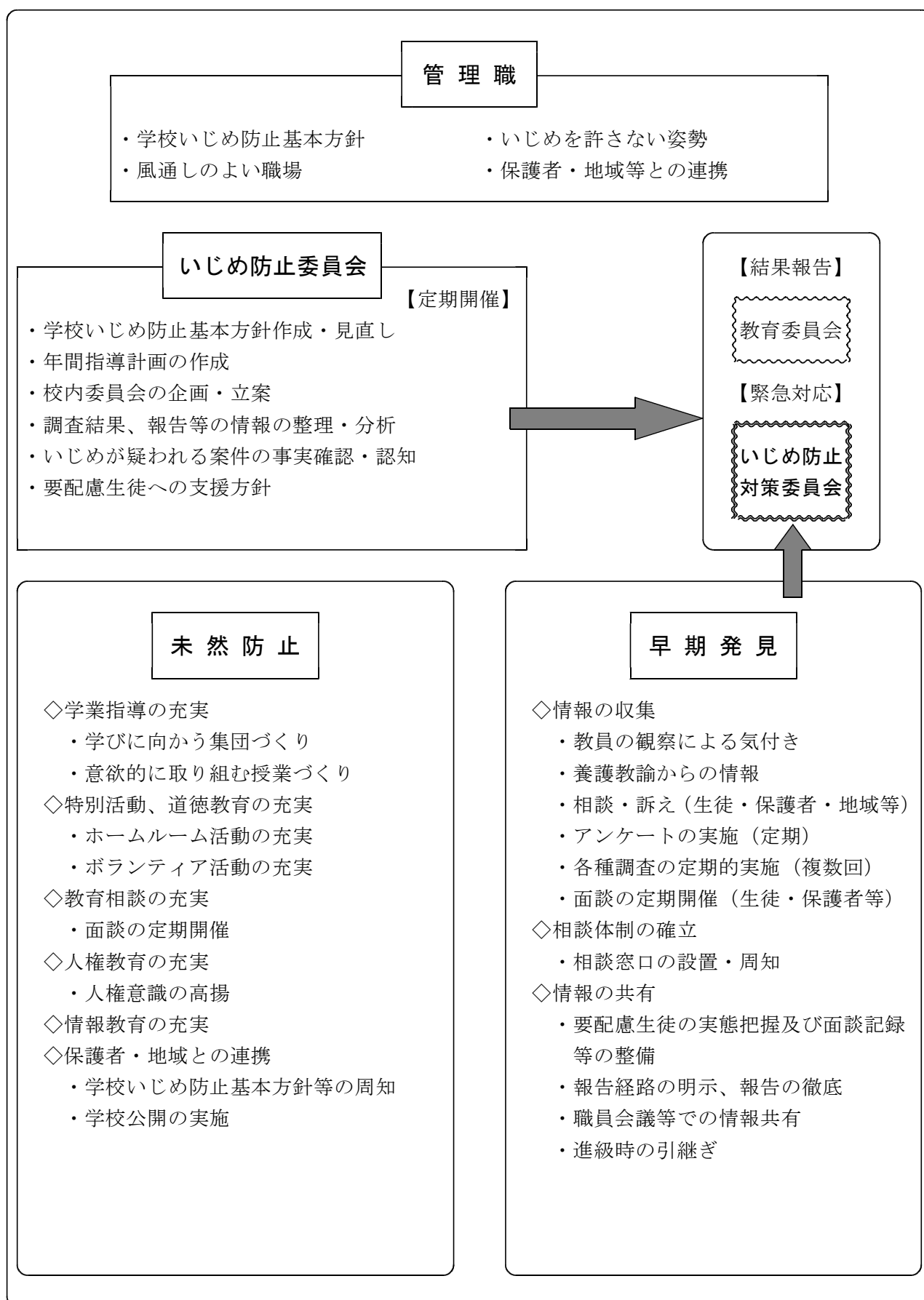
(1) 変化する生徒や環境に応じ、いじめ防止校内対策委員、PTAや学校運営協議会等、外部団体に意見を諮り不断の見直しを図る。

(2) 生徒や保護者、地域住民（学校評議員）から意見を取り入れるために、学校評価でアンケートを実施しその内容を元に見直しを図るものとする。

2 この「いじめ防止対策の基本方針」が生徒、保護者、地域住民から容易に確認できるようにHPへの掲載や配布を行う。

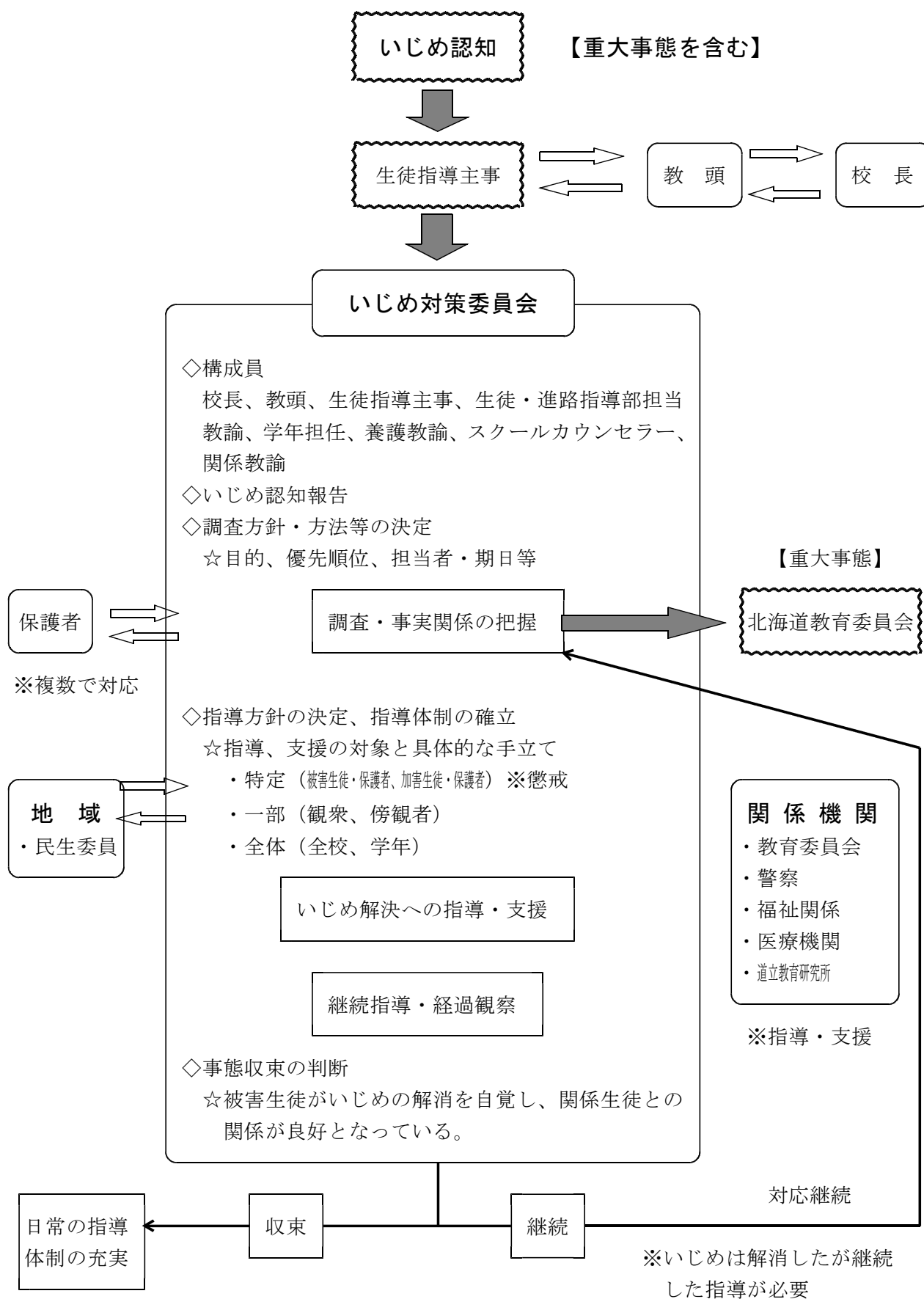
【令和6年4月20日改正】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙 2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	チェック	サ イ ン
登校時 S H R	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。
休み時間等	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	☐ ☐ ☐	・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェック	サ イ ン
☐ ☐ ☐ ☐	・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下等を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

チェック	サイン
☐	・嫌なあだ名が聞こえてくる。
☐	・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
☐	・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
☐	・筆記用具等の貸し借りが多い。
☐	・壁等にいたずら、落書きがある。
☐	・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

チェック	サイン
☐	・学校や友人のことを話さなくなる。
☐	・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
☐	・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
☐	・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
☐	・受信したメール（投稿、コメント等を含む。）をこそこそ見たり、電話におびえたりする。
☐	・不審な電話やメール（投稿、コメント等を含む。）があったりする。
☐	・遊ぶ相手が急に変わる。
☐	・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
☐	・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
☐	・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
☐	・登校時刻になると体調不良を訴える。
☐	・食欲不振・不眠を訴える。
☐	・学習時間が減る。
☐	・成績が下がる。
☐	・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
☐	・自転車がよくパンクする。
☐	・家庭の品物、金銭がなくなる。
☐	・大きな額の金銭を欲しがる。

別紙5

年間活動計画

4 月	5 月	6 月	7 月
・いじめ防止対策委員会 ・入学式、PTA総会、HPで基本方針を周知 ・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・全校集会（年度始め） ・バス乗降指導 ・新入生事前登校による生活指導	・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・学校生活アンケート ・いじめに関するアンケート ・保護者懇談（3年） ・職員研修	・いじめ防止対策委員会 ・情報交換（生徒に関する意見交換） ・管内及び地区生徒指導連絡協議会報告 ・登校指導 ・SCによるアサーショントレーニング ・全校教育相談 ・e ネット安心講座	・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・全校集会 ・保護者懇談（1・2年）

8 月	9 月	10月	11月
・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・薬物乱用防止・防犯教室 ・全校集会（休業後）	・情報交換（生徒に関する意見交換） ・いじめ防止対策委員会（中間反省） ・登校指導	・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・全校集会 ・職員研修 ・いじめに関するアンケート	・いじめ防止対策委員会 ・情報交換（生徒に関する意見交換） ・厚真町小中高生徒指導研究協議会視察研修報告 ・登校指導 ・学校生活アンケート ・個人面談

12月	1 月	2 月	3 月
・情報交換（生徒に関する意見交換） ・管内及び地区生徒指導連絡協議会報告 ・登校指導 ・全校教育相談 ・全校集会（冬季休業前）	・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・全校集会（休業後）	・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・「基本方針」についての点検を学校評価アンケートで実施 ・職員研修	・いじめ防止対策委員会 ・情報交換（生徒に関する意見交換） ・登校指導 ・全校集会（年度末休業前） ・アンケートを基に「基本方針」の見直し

【令和6年4月20日改正】